

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可(八件)
保安林の指定
解除予定の保安林
都市計画事業の認可
建築基準法による道路の位置の指定
製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
- ◇ 公 告 風俗営業等取締法による聴聞
危険物取扱者試験の合格者

規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十六号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この規則において「母子福祉団体」とは、母子福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第五条第三項に規定する母子福祉団体をいう。

第三条中「寡婦」の下に「及び母子福祉団体であつて、主として母子家庭の母又は四十歳以上の寡婦を使用して母子福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)第五条に規定する事業を行うもの」を加える。

第四条第一号及び第二号中「寡婦」の下に「又は母子福祉団体」を加える。

第五条第一項の表事業開始資金の項中「一、二〇〇〇、〇〇〇円」の下に「(母子福祉団体に貸し付ける場合は、二、〇〇〇、〇〇〇円)」を加える。

同表事業継続資金の項中「六〇〇、〇〇〇円」の下に「(母子福祉団体に貸し付ける場合は、七〇〇、〇〇〇円)」を加え、同表転宅資金の項中「四五、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に改め、同表療養資金の項中「一〇〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「二〇〇、〇〇〇円」に改め、同表生活資金の項中「五四、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項中「八、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表第四項中「三パーセント」の下に「(母子福祉団体に対する貸付金については、年五パーセント)」を加える。

第七条第二項中「申請書には、」の下に「貸付けを受けようとする者が寡婦である場合にあつては」を、「証する書面」の下に「、貸付けを受けようとする者が母子福祉団体である場合にあつては第三条に規定する要件に該当することを証する書面」を加える。

第十五条に次の三号を加える。

三 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が母子福祉団体でなくなつたとき。

四 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。

五 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として母子家庭の母又は四十歳以上の寡婦を使用するものでなくなつたとき。

第十六条の次に次の一条を加える。

(納付金)

第十六条の二 母子福祉団体に対する貸付金につき、第十五条の規定により貸付金の一時償還の請求があつたときは、当該貸付金の貸付けを受けた者は、当該一時償還の請求に係る貸付金の貸付けの日の翌日から当該一時償還の請求に係る支払期日までの期間に応じ、当該貸付金の額(貸付金の貸付けを受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、知事が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額を納付しなければならぬ。

2 前条の規定は、前項の規定により納付金を納付すべき者が支払期日に納付すべき金額を納付しなかつた場合に準用する。

様式第一号中「第1号」を「第1号(第7号)」に改め、

(二) 同 用

同様式に(2)として次のように加える。

(2) 団体用

寡婦福祉資金貸付申請書

職 氏 名 殿

下記により寡婦福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

住所

氏 名

記

印

資金の種類	資 金			
借受金額	円			
償還方法	年 賦	半年賦		
償還期間	年 月 日から	年 月	日まで	
貸付を受ける事業 する事業	事業場の 所在地			
	事業の種類			
使用人員	母子家庭の母及び40歳以上の寡婦	その他の者	計	
	人	人	人	

備考 「償還方法」欄は、希望するものを○で囲むこと。

〒100 東京都千代田区千代田「様式第2号」や「様式第2号(第8条関係)」に

年3パーセント 無利子

無利子 年3パーセント 年5パーセント

に送る。

〒100 東京都千代田区千代田「様式第3号」や「様式第3号(第8条関係)」に送る。

〒100 東京都千代田区千代田「様式第4号」や「様式第4号(第9条関係)」に送る。

(1) 個人用

〒100 東京都千代田区千代田に送る。

(2) 団体用

寡婦福祉資金借用书

職 氏 名 殿

下記のとおり寡婦福祉資金を借申し込みます。

年 月 日

借 主 事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

保証人 住 所 名

氏 名

印

印

記

資金の種類	資 金
借 用 金 額	円
利 子	年 5パーセント
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 方 法	賦償還1回 円
償 還 期 日	年 月 日

- 様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第17条関係)」とし、
- 様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号(第17条関係)」とし、
- 様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号(第17条関係)」とし、
- 様式第八号中「様式第8号」を「様式第8号(第18条関係)」とし、
- 様式第九号中「様式第9号」を「様式第9号(第18条関係)」とし、
- 様式第十号中「様式第10号」を「様式第10号(第18条関係)」とし、
- 様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号(第19条関係)」とし、
- 様式第十二号中「様式第12号」を「様式第12号(第20条関係)」とし、
- 様式第十三号中「様式第13号」を「様式第13号(第20条関係)」とし、
- 様式第十四号中「様式第14号」を「様式第14号(第21条関係)」とし、
- 様式第十五号中「様式第15号」を「様式第15号(第22条関係)」とし、

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則第五条第一項中、転宅資金、療養資金及び生活資金に関する部分は昭和五十四年六月八日から、修学資金に関する部分は同年十月一日から適用する。

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十七号

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び鳥取県立青少年社会教育施設」を「鳥取県立青少年社会教育施設及び鳥取県立社会教育センター」に改める。

第二条の表鳥取県立博物館の項減免事由の欄第一号中「講習会等」を「講習会その他の集会等」に改め、同欄第二号中「講演会、講習会等」を「講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）」に改め、同表鳥取県立船上山少年自然の家の項の次に次のように加える。

鳥取県立社会教育センター	施設使用料	<p>一 社会教育団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。</p> <p>二 その他社会教育の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
--------------	-------	---

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千百十九号

昭和五十四年九月二十一日付で江府町から申請のあった土地改良（俣野（長通し団地）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十二月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（間地地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（大滝地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（池田地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福兼地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十四号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（高山）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十

二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十五号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(小田地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十六号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(余戸地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十七号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(余戸地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井呑四八四の一

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘緑字免分山二一六六、字上ミ針内床無魚切り二一六八(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画緑地事業 第一号三徳川緑地

三 事業施行期間

昭和五十四年十二月十四日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東伯郡三朝町大字三朝字上古川、字下古川及び字下河原並びに大字山田字福呂、字中道、字中島、字渡り上り、字土手下及び字築瀬地

内

使用の部分

なし

鳥取県告示第千三百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十四年十二月十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 倉吉市鍛冶町一丁目 二八一六 ダイエイ工業有限会社 代表取締役 谷口新正	道路の位置の指定場所 倉吉市西倉吉町字朝日一 三三、一―三四の一部、一 ―三六、二―三八及びこれ らと一体をなす国有地	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇〇（一五・ 八〇メートル） 延長 五二・八五 メートル
---	---	---

鳥取県告示第千三百三十二号

昭和五十五年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計、地質調査及び補償調査に係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

- 1 資格審査基準日（昭和五十五年一月一日をいう。以下同じ。）前二年度の各事業年度における製造高又は収入高
 - 2 従業員の数
 - 3 資本又は出資の額
 - 4 営業年数
 - 5 機械器具、車両、運搬具等の保有量
 - 6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
 - 7 その他経営及び信用の状態
- 二 資格審査の手続
- 1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和五十五年二月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、昭和五十四年度に資格を得た者で、軽印刷、活版印刷、建

物清掃、機械清掃、環境衛生設備清掃、砂利採取又は採石に係る業を営むものにあつては(一)から(四)まで、(ウ)及び(エ)に掲げる書類を、その他の業を営むものにあつては(一)、(四)、(ウ)及び(エ)に掲げる書類を添付すれば足りる。

(一) 経営実態調査書(様式第二号)

(二) 営業用機械器具調査書(様式第三号)

(三) 貸借対照表(資格審査基準日前一年の事業年度分のもの)(様式第四号)

(四) 資格審査基準日前一年に納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税証明書

(五) 営業証明書(法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)

(六) 許可認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

(七) 個人である場合においては、その者の身分証明書(禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者を証する書面)

(八) 印鑑証明書

(ウ) 砂利採取業又は採石業を営む者にあつては、砂利、採石納入実績証明書(昭和五十三年度に鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面)

(エ) 委任状(年間を通じ、入札、見積り、契約の締結等を委任する場合に限る。)

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨

を通知する。

四 資格の有効期間

一 による資格の有効期間は、昭和五十五年度限りとする。

ただし、昭和五十六年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 願

鳥取県知事 平林鴻三殿

昭和 年度において鳥取県で発注される下記営業種目の製造の請負物件の売買に係る指名競争入札に役務の提供

参加する資格の審査を受けたいのでお願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

電話番号 局 () - 番

記

希望する営業種目 (詳細は記載説明書参照)	裏面のとおりに記入
--------------------------	-----------

店 舗 の 写 真

本 社 (本 店) の 位 置 (略 図)

(注) 審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

(裏面)

希望する営業種目

番号	大分類	番号	小分類	記事

様式第2号

経 営 実 態 調 査

昭和 年 月 日

(1)区 分	支 社 (支 店) 営 業 所 等						
商号又は 名 称							
所 在 地							
代 表 者							
郵便番号 電話番号	〒						
(2)営業年数	創 業		現 組 織 に 変 更		営 業 年 数		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
(3)製造高、 販売高、 は 収 入 高	直前第2年度分決算から		直前第1年度分決算から		年 間 平 均 高		
	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで			
	千円	千円	千円	千円			
(4) ① 流動 比率	流動資産 千円 × 100 =				(貸借対照表より) %		
	流動負債 千円				%		
	② 従業員 の 数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計	
		人	人	人	人	人	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	③ 資本 (又は 出資) の 額	区 分	直前決算時 (千円)	剰余 (欠損) 金処分 (千円)	計 (千円)		
		資 本 金 (又は出資金)					
		準 備 金					
		積 立 金					
		繰 越 金 (繰越欠損)					
計							
④ 模 設 備	区 分	機械器具 (千円)	車両・運搬具 (千円)	工具・器具 (千円)	計 (千円)		
	①価格(取得・製作)						
	②減価償却費						
	① - ② 価格						
(5)	前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種 及び番号	業No	左の格付	級

様式第3号

営 業 用 機 械 器 具 調 査 書

名 称	規 格 等	台 数	購 入 年 月	購入時の価格 円	備	考

- 1 本表は、この審査願提出直前のものについて記載すること。
- 2 本表は、経営実態調査の「④設備」の欄の「機械器具」の内訳明細として作成するものとする。

様式第4号

貸 借 対 照 表

(年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 ・ 預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
そ の 他 の 流 動 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固 定 資 産 (土 地 を 除 く)		そ の 他 の 固 定 負 債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計 (固定負債)	
そ の 他 の 固 定 資 産			
		負 債 計	
計 (固定資産)		資 本 金 及 び 剰 余 金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (資 本)	
合 計		合 計	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年十二月二十七日午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥根県松江市東朝日町八三番地の一五 はなやビル内

株式会社ナンヨー米子代表取締役社長 田口高志

広島県広島市横川町二丁目三番二二号 ハリウッドビル三階

広島東亜観光株式会社代表取締役社長 入江一成

米子市岩倉町二四番地 橋本 豊

公 告

昭和54年11月29日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和54年12月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種危険物取扱者試験

神笠 諭 遠藤 勇 瀬越 久男 中野 四郎 平林 武文
船越 聡 中原 勇

乙種第一類危険物取扱者試験

中田 邦治

乙種第三類危険物取扱者試験

中田 邦治 松原 義人 藤井 憲治 松永 孝昭 山本 忠
中田 邦治 古屋 信頭 宮崎 孝幸

乙種第四類危険物取扱者試験

河本 忍 安場 勉 森田 紀夫 三浦 義人 中島 龍則
北浦 郁雄 小川 俊文 大江 博臣 藤原 裕史 石河 定子
田中 克昭 岡田 啓二 影日 伴美 伊氏 伊野 健治 大石 雄一
西根 弘康 宮本 泰雄 加藤 加藤 高信 小林 吉久 山口 公夫
砂澤 一壽 池原 克之 棕田 高信

宮本	茂樹	岸本	利博	田村	澄男	武田	幸生	川口	秀樹
山根	隆	山下	菊広	森本	一正	垣屋	寛美	石破	雅彦
山根	淳	中村	順一	清水	教夫	金谷	博史	大久保	幸人
村田	裕道	西村	勝勉	原	智昭	田中	活雄	村上	俊一
田中	優	嶋田	勉	森田	義男	浜田	道雄	竹森	勝之助
中山	久夫	広沢	政徳	米原	了二	浦島	泰志	徳九	淳
山根	昭三	岸下	美由紀	塚田	広二	黒川	和	米田	康彦
長田	昭人	池田	美良	島山	裕子	坂本	裕子	伊藤	正明
遠藤	進	野崎	豊彦	佐々木	吉信	野間	栄	長良	文
萬	安広	西田	光行	津島	重男	清水	みどり	安本	良彦
矢吹	明敏	堀川	ひろ子	山本	正行	百本	達也	山根	慶子
松尾	徳輔	岩垣	俊彦	佐倉	英明	牧田	茂雄	田中	正一
手島	まゆみ	吉村	一子	岡	裕二	藤原	幸男	高松	保弘
吉田	耕吉	岸本	公子	西村	喜久郎	田中	豊秋	銀治	正昭
山辺	良子	木下	昭勝	木村	兼治	中井	真澄	澤和	健司
増田	尚道	松元	勝	松井	裕二	北村	良雄	本荘	一雄
高田	昭	八幡	俊巳	大野	充裕	天崎	直幸	天崎	玲子
大南	一雄	中村	博樹	野田	勲	末鼓	均	安田	亘之
精山	実隆	仲前	晴泰	生田	知明	光木	幸則	境	勝利
田中	敏雄	吾郷	包明	渡辺	淳	高藤	肇	清長	敏春
青瀧	重雄	種	麻美	渡辺	信人	足立	克文	花井	康伸
松原	昭雄	門田	修	門脇	誠治	寺坂	昇	櫻山	満寛
立林	浩志	永井	龍男	高木	武	中川	博幹	宮崎	照幸
成本	幸一	林	勝也	野田	清次	寺本	勤	言上	和成

小坂	和行	赤井	満洋	持田	洋二	加川	毅	影山	敬
森田	克司	金沢	啓造	門脇	俊一	湯浅	哈次	提島	和則
小林	伸幸	山根	潤一	本田	稔	杉原	衛	野間	嘉章
吉野	篤志	山崎	道昭	福留	俊夫	浜田	邦夫	田辺	元己
高橋	浩二	佐藤	東	小谷	誠	福田	憲治	檀田	広己
広瀬	五郎	石田	千八子	堀田	仁	渡辺	哲	尾方	信二
末益	保二	森	義信	寄川	悦男	福村	公三	瀬戸	満広
坂下	雄介	岡田	純児	孝徳	孝徳	渡松	隆春	桶谷	功
福山	章	高岡	久保	山下	健二	井上	隆春	小西	忠夫
乙種第六類危険物取扱者試験									
安達	秋雄	増田	徳次	山下	健二	松原	敦徳	小西	忠夫
丙種危険物取扱者試験									
奥田	英太郎	小林	秀敏	橋本	三郎	平野	茂弘	細田	隆
岩崎	義人	松村	賢次	大野	洋一郎	中山	弘	丸山	新八郎
近藤	法子	二宮	寛子	小島	哲也	影井	正寛	竹内	清文
小林	吉久	谷本	澄恵	小林	精	西河	博司	竹本	佐代子
石谷	保彦	清水	俊幸	山田	智恵	西垣	正温	野津	勝
平田	泉	浜野	安伸	横田	聡	松岡	克記	森本	綾子
平木	公美	安陪	昭	谷口	隆一	下田	重美	藤縄	敏夫
原	みどり	漆原	育子	藤原	義介	河村	美	田中	勝弘
平尾	健二	竹森	勝之助	清水	美	長谷川	重子	竹田	式章
伊坪	吉温	山志田	秀範	神谷	政美	前本	隆憲	野津	和行
坂口	忠典	奈羅	尾光宏	伊藤	喜男	福田	隆男	入江	義人
寺谷	保	寺坂	義男	谷口	明子	田賀	真須美	橋本	みどり

戸村	前田	佐藤	漆原	森下	吉田	小林	植木	中山	村山	中田	川本	長谷	宮内	朝倉	石崎	森本	祖田	種田	山崎	天野	河本	高塚	米原	
省吾	美敬	敬子	洋一	花枝	寛	宏至	美博	功	安徳	園美	誉孝	謙司	正明	恒延	潔	義人	栄一	孝一郎	浩二	純人	幸俊	徹	勝利	
山本	柿ヶ原	池上	田中	田村	龜山	田中	石田	石河	小林	浦林	岡田	清水	酒本	山掛	南	宮脇	原田	賀須井	松原	堀井	道祖	辰巳	佐口	
徹也	浩淳	義一	晃久	正明	義之	浩	敏郎	裕明	文憲	道徳	俊二	雅典	勲	剛志	誠	豊	凡	哲夫	雅雄	尾貞	英一	亨		
井関	中村	平井	森下	森原	千島	中嶋	浜田	小沢	奥谷	小林	松尾	寺坂	中井	市下	横木	生田	宮脇	上野	山口	中口	山本	土井	柴田	
美彦	吉幸	伸治	幸一	美志	剛志	由之	義明	喜礼	義幸	昭浩	君弘	俊弘	真弓	康子	進	裕雅	哲也	晴央	敬一	義文	祥	一也	健一	
井上	植村	谷口	梅沢	広田	田中	太田	山本	中島	山沢	保木	池内	寺坂	米原	佐川	野儀	市川	山根	椿	石谷	小林	田中	吹野	竹中	
昌紀	和弘	安則	功	伸治	仁美	一郎	英之	晋一	浩二	達已	武俊	功	安夫	憲正	知幸	禎人	洋一	忠篤	宏次	修	博已	典之	義男	
澤田	和男	紀子	茂	仁子	久美	春美	正和	優	茂	敏春	貞	富雄	敬子	岩雄	康文	実	三樹	佳典	彰智	昭久	操	弘	敏良	
大谷	片岡	岩田	生田	松岡	平松	田中	宮脇	山浦	田中	田中	上田													
義和	保彦	充夫	功	伸夫	政史	憲	正宜	浩徳	博己	孝一	義彦													
柴野	藤沼	服部	浅田	奥田	安野	谷岡	富岡	足羽	尾崎	渡辺	本池													
清	孝義	忠志	彰浩	健二	正之	隆司	覺	英之	実	理志														
塚野	塚田	増本	谷野	土本	吉田	藤谷	田宮	遠藤	吉田	中本	藤原													
豊	徹	毅	明弘	松夫	青代	豊弘	裕幸	久	勝則	泰久														
網谷	藤井	増本	竹村	寺本	平田	美谷	福留	後藤	浜中	角田	高木													
道夫	卓	京子	貞	秀樹	裕之	政	照美	昌紀	和則	幸夫	浩													
黒見	宅野	松井	柏尾	藤川	山川	塩谷	原田	西松	松田	森野														
弘幸	道雄	良博	裕司	保	伸子	る	実	忠則	良一															